

第 1 9 1 回

杉並区都市計画審議会議事録

令和 2 年(2020 年) 5 月 2 2 日(金)

		第191回杉並区都市計画審議会
日 時		令和2年(2020)年5月22日(金)午前10時00分～午前10時50分
出席者	委 員	[学 識 経 験 者] 中井・村上・金子・関口・河島 [区 民] 渡辺・木下・大川・小野・毛塚 [区 議 会 議 員] 松尾・野垣・ひわき・矢口・けしば・岩田 [関係行政機関] 竹内
	説明員 (区)	[都 市 整 備 部] 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・ 都市整備部管理課長・市街地整備課長・土木管理課長 用地調整担当副参事・みどり公園課長 [環 境 部] 環境部長
傍聴	申 請	1名
	結 果	1名

配布資料	<p><郵送分></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎配布資料一覧 ◎次第 ◎新任説明員名簿 ◎議案資料 <p>〔議案〕</p> <p>議案1 東京都都市計画公園の変更について(案) (杉並第2・2・51号 清水二丁目公園)〔杉並区決定〕</p> <p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1：当敷地及び手続きの概要 ・資料2：杉並区の主な都市計画公園・緑地 ・資料3：杉並区都市計画公園・緑地総括表 ・資料4：杉並第2・2・51号 清水二丁目公園現況写真 ・資料5：杉並第2・2・51号 清水二丁目公園周辺の区立公園・緑地等配置図
------	---

第191回杉並区都市計画審議会

管理課長

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、都市計画審議会を始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます都市整備部管理課長の高山と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

今回審議会を開催するに当たりまして、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から、会議の円滑な運営にご協力をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の席も机に一人ずつということと、換気、それから消毒、検温をお願いしたところです。ぜひご協力をよろしく願いいたします。

また、本日の審議案件ですが、こちらの説明員・幹事は、関係する説明員のみ出席を限定させていただきますので、そちらのほうもご了承いただければと思います。

それでは、ただいまから杉並区都市計画審議会委員の委嘱式を執り行います。委嘱につきましては、本来であれば区長から各委員に委嘱状をお渡しするところでございますが、時間の関係上、席上配布とさせていただきますので、何とぞご了承くださいませようお願いいたします。

なお、本日委嘱状をお渡しする委員は、学識経験者委員、区議会議員委員、各団体推薦の区民委員の方です。

では、委員の皆様のお名前をご紹介しますので、ご起立をお願いいたします。

(各委員の紹介)

以上の皆様になります。今後ともよろしく願いいたします。

以上をもちまして、杉並区都市計画審議会委員の委嘱式を終了させていただきます。ありがとうございました。

引き続きまして審議会を開催いたします。

ただいま、欠席者を含みまして17名の方に杉並区都市計画審議会の委員を委嘱させていただきました。今回、新たに委員となっていた方を改めましてご紹介させていただきますので、皆様一言ご挨拶をお願いいたします。

(新任委員の紹介)

管理課長 今後ともよろしくお願ひいたします。
続きまして、人事異動により新たに着任いたしました幹事・説明員を都市整備部長より紹介いたします。

都市整備部長 おはようございます。都市整備部長の有坂です。私からは、新たに着任しました幹事・説明員を紹介させていただきます。
まず、環境部長の伊藤宗敏幹事でございます。
(環境部長から自己紹介)

都市整備部長 続きまして、説明員につきましてはお手元の新任説明員名簿をご覧いただければと存じます。
上から住宅課長の清水泰弘でございます。
2番目に、建築課長の伊藤克郎でございます。
3番目に、拠点整備担当課長の塚田千賀子でございます。
4番目に、都市計画道路担当課長の星野剛志でございます。
5番目に、本日出席しております用地調整担当副参事の岡宗正和でございます。
6番目に、みどり施策担当係長の野澤巡でございますけれども、今申し上げた5番目の岡宗副参事以外の新任説明員につきましては、本日の審議会への出席は控えさせていただいております。
私からは以上ですけれども、引き続き一言ご挨拶をさせていただきます。
ただいま 17 名の皆様に委員の委嘱をさせていただきましたけれども、また本年度よろしくお願ひします。
日ごろから皆様には区のまちづくり関係でお力添えをいただいております、改めて感謝申し上げます。
杉並区では、現在新型コロナウイルス感染の対策で職員一丸になって対応に努めております。医療現場を支えるのみならず、このところは給付金の関係でも深夜まで及んで職員が対応してございます。
区におきましては、一番ピークが1週間で 60 名という陽性感染者が出ていたのですが、今は都内でも4番目ということで、250 名を超える感染者の方々が出ている状況でございます。
ただピークは全体と同じく過ぎていまして、このところ感染率、いろいろな検査、PCR検査を行っても陰性の方が多くなっておりまして、ようやく、今は落ちついているところですが、まだ感染については予断を許すこと

ができませんので、引き続き区民の生命や財産を守るため、様々な対策を進めていきたいと思いますので、皆様におかれましてはご理解とご協力をお願いしたいと思います。

こうした中で、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、まちづくりの推進や都市計画道路の整備など、都市整備分野の重点課題に引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

委員の皆様には、何とぞご理解とご協力、お力添えを賜りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

管理課長

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

本日は堤委員、菅野委員、川原口委員、大原委員がご欠席ということで、都市計画審議会委員 21 名の中で現在 17 名の委員が出席されていますので、第 191 回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

続きまして、杉並区都市計画審議会条例第 4 条 1 項の規定に基づきまして、当審議会の会長を互選いただきたいと思います。

まず、会長を互選するための座長を決めていただきたいと思います。どなたかお願いできますでしょうか。

お申し出がないようでしたら、先例により事務局から座長を指名させていただきます。

(異議なし)

管理課長

それでは僭越ではございますが、私から区民選出委員の渡辺委員を指名させていただきます。

委員

了解です。

管理課長

ありがとうございます。それでは渡辺委員、前の座長席にお移り願います。それでは渡辺座長、会長互選の進行につきましてよろしく申し上げます。

座長

ご指名により、会長の選出まで座長を務めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、会長の互選を行います。先ほどの説明のとおり、会長は委員の互選により定めると条例で規定されております。適任者がいらっしゃると思いますので、どなたかお名前を挙げていただけませんか。

委員

専門的なご見識やそのご経歴から、中井委員をお願いするのがよろしいのではないかと思います。私は中井委員をご推薦申し上げます。

座長 ありがとうございます。
 ただいま会長には中井委員をとのご発言がございましたが、ほかにご意見は
 ございませんでしょうか。
 ほかにご意見がないようですので、中井委員に会長をお願いしたいと思いま
 すが、皆様よろしいでしょうか。

 (異議なし)

座長 ありがとうございます。
 それでは中井委員、杉並区都市計画審議会会長をお引き受け願えるでし
 ょうか。

委員 お引き受けいたします。

座長 ありがとうございます。

 中井委員からご承諾をいただきましたので、杉並区都市計画審議会会長をお
 引き受けいただくことに決定いたします。ご協力ありがとうございました。

管理課長 渡辺委員、ありがとうございます。どうぞ自席にお戻りいただけたらと思
 います。

 それでは、続きまして中井会長より就任のご挨拶と本日の開会宣言をお願い
 いたします。

会長 ただいま会長にご推挙いただきました中井でございます。どうぞよろしくお
 願いいたします。期の初めでございますので、簡単にご挨拶させていただき
 たいと思います。

 前期に引き続きまして会長を務めることになりました。この都市計画審議会、
 191 回というように、大変歴史のある審議会でございます。都市計画を決め
 るに当たりまして様々なご意見を頂戴する法定の審議会でございます。

 都市計画、まちづくりの重要事項を決定する審議会でございますので、皆さ
 んのご協力を頂きながらよりよい杉並区にしていくよう、私のほう、会長とし
 ても努力させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいた
 します。

 簡単ではございますけれども、これで挨拶とさせていただきます。

 それでは、ただいまから第 191 回杉並区都市計画審議会を開会いたします。

管理課長 続きまして、都市計画審議会条例第 4 条 3 項の規定に基づく会長職務代理者
 の指名及び審議会運営規則第 4 条に基づく議席の決定を会長をお願いいたしま
 す。

会長 それでは、会長職務代理者としては村上委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 お引き受けいたします。

会長 それでは、村上委員に会長職務代理者をお願いいたします。

 続いて、議席の決定でございます。議席につきましては、現在お座りいただいている席をもって議席といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

 ありがとうございます。それでは、現在お座りの席を議席とさせていただきます。

管理課長 ありがとうございます。

 ただいま、会長より新しい議席を決めていただきましたので、若干お時間を頂きまして、新しい議席表を配布させていただきます。

 (議席表の配布)

管理課長 続きまして、本日の署名委員のご指名をお願いできますでしょうか。

会長 それでは、本日の会議記録の署名委員としては松尾委員を指名したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

 続いて、審議を始めるに当たりまして傍聴の申出の確認をしたいと思います。本日の傍聴はどのようになっておりますでしょうか。

管理課長 本日は現在1名の方から傍聴の申出があり、受付をいたしました。

会長 それでは、傍聴をしていただいております。この後もし傍聴の方がいらっしゃいましたら、随時入室を許可するというにさせていただきます。ありがとうございます。

 続いて議題の宣言です。議題の宣言をお願いいたします。

管理課長 本日の議題は、審議案件「東京都市計画公園の変更について一杉並第2・2・51号清水二丁目公園一〔杉並区決定〕」の1件でございます。資料はあらかじめお送りしてございます。本日お持ちでいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

会長 資料について皆さんよろしいでしょうか。

委員 会長、ちょっとお願いがございまして、発言してもよろしいですか。

会長 まだ議事に入っていませんけれども、どうぞ。

委員 失礼いたします。2点ほどお願いがございまして。

 本日は報告事項がないということなのですが、今杉並区の中でいろいろ動いているまちづくりの計画等があるかと思っております。

いずれはこの都計審で審議をしなければいけないものなどもありまして、例えば阿佐ヶ谷の北東地区、先日も地区計画が決定をされたところですが、今後もまたいろいろな動きがあるかと思えます。

また、西荻の132号線、都市計画道路、西武線の高架化などの案件につきまして、まだ都計審で決議をするというところまでは至らないものですが、それぞれ大変複雑な仕組みがあって、先生方はともかく私も素人はなかなか理解が及ばないものですから、たびたびこの場でご報告として上げていただければと思いますので、事務局の方もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点は、私は委員になったのは初めてですが、都計審は時々傍聴させていただいたことがあります。その際に、どなたが発言なさっているのかということが後ろの席からは大変見えにくいです。

ですので、委員の名簿あるいは今日いただいた座席表などを、本日の資料とともに傍聴の方に提供していただければと思います。

以上です。大変貴重な時間をいただいてすみませんでした。

会長 それでは、事務局でご検討いただくということにさせていただきたいと思えます。よろしいですか。

管理課長 承知しました。

会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。「東京都市計画公園の変更について一杉並第2・2・51号清水二丁目公園―[杉並区決定]」でございます。ご説明を事務局よりお願いいたします。

みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 みどり公園課長、石森と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは議案1の都市計画公園、杉並第2・2・51号清水二丁目公園の都市計画変更についてご説明をさせていただきます。

まず配布資料の確認をさせていただきます。表紙に「東京都市計画公園の変更について(案)一杉並第2・2・51号清水二丁目公園―」と記されているもので、こちらについては表紙を含めて4枚になってございます。

そのほかに参考資料をご用意してございます。参考資料につきましては、表紙を含めて6枚となっております。お手元ご確認いただきまして、足りないようであればお申出頂ければと思います。よろしいでしょうか。

では、まず初めにこれまでの手続の概要につきまして参考資料をご覧いただ

きながら説明をさせていただきます。

また、記載の第2・2・51号の各数字につきましては、最初の2が公園の種別で街区公園を、次の2が公園の規模で1ヘクタール未満、そして最後の51は通し番号で、杉並区として51番目の街区公園であるということを示しているものでございます。

参考資料の1ページをご覧ください。当該地の概要は資料に記載のとおりとなっております。現在土地の所有につきましては杉並区土地開発公社となっております。令和2年2月に先行取得しているものでございます。

下の表の手続の概要でございますけれども、令和2年3月22日、公園予定地現地におきまして都市計画に関する住民説明会を開催いたしました。開催に当たり「広報すぎなみ」3月15日号に掲載するとともに、説明会の案内を計画予定地周辺半径およそ250メートルの範囲に各戸配布ということで1,800戸チラシを配布してお知らせしております。

この住民説明会におきましては、都市計画公園を追加変更することにご理解とご賛同をいただいたところでございます。

また、東京都との協議につきましては令和2年4月9日付、都として意見はありませんとの協議結果通知書を受けているところでございます。

案の縦覧につきましては、手続に従いまして令和2年4月9日から4月23日までの2週間、区のホームページ及び都市整備部管理課窓口において行いました。意見の提出はございませんでした。

次に、杉並区における都市計画公園緑地の概要と今回の計画地の周辺状況についてご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。こちらは、杉並区の主な都市計画公園・緑地についてお示ししているものでございます。

続いて資料3ページにつきましては、杉並区の都市公園種別ごとの計画決定箇所数、面積などを載せた総括表となっております。

続きまして資料4ページをご覧ください。当該地清水二丁目公園の現況写真となっております。敷地の北側と東側に道路、南側に水路、西側に保育施設が隣接している状況となっております。

続いて資料5ページにつきましては、計画地周辺の区立公園・緑地などの状況を示したものとなっております。この予定地の北東側には妙正寺公園、南西側には桃井公園といった都市計画公園がございます。

それでは、案件の説明に移らせていただきます。もう1つの資料、議案1「東京都市計画公園の変更について（案）一杉並第2・2・51号清水二丁目公園一」と記載のある資料をご用意いただきまして、1ページ目をご覧ください。計画書として、本案件の概要を示してございます。

本計画地につきましては「理由」に記載がありますように、都市計画公園の配置、利用を検討した結果、東京都市公園として計画地の区域を追加変更するものでございます。

都市計画上の公園の名称につきましては、杉並第2・2・51号清水二丁目公園となっております。位置は杉並区清水二丁目地内、面積は約0.06ヘクタールとなっております。

3ページをご覧ください。総括図として、縮小版となりますが都市計画図に本公園の位置を示してございます。地図の真ん中少し上の部分、赤い丸の中の、赤い四角で囲んでいる部分が本計画地になってございます。南方向1キロメートルのところに、JR中央線荻窪駅がございまして、用途地域につきましては、第一種低層住居専用地域となっております。

次のページ、4ページをご覧ください。公園計画図でございまして、当該地につきましては、緑色の線で囲まれたところになります。

説明については以上になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。ありがとうございました。

会長

それでは、ただいまご説明いただいた内容につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いしたいと思います。挙手の上、ご発言いただければと思います。なお、発言に際しては着席のままです。その点ご承知おきください。

それでは、皆さんいかがでしょうか。

委員

近所の住民の方に何件か意見を聞いてきたのと、質問があるので出したいと思います。

住民の方は建物をトイレだけにして、常緑樹を幾つか植えて区民が憩える場にしてほしいとか、あとは防災を考えてもらいたい、緑は残してほしいということで、もともと農地として利用されていたり、比較的ゆったりとした地域なので、緑についての思いが大変大きく、樹木の存続や植樹への関心が高いと感じました。また、環八が近いので、防災公園としての役割は本当に大きいと感じています。

質問ですが、現地説明会があったと思います。コロナ対策で屋外開催でしたが、その様子や参加者数、そこで意見があったかどうかをお伺いしたいと思います。

あと何点かありますが、全部出したほうが……。

会長

まずは今のところで。

みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長

現地説明会につきましては、当日は 22 名の方にご参加いただいたところでございます。

主な意見としましては、もともと畑であったというところから、もともとの土や樹木を活用してほしい。それから、砂ぼこりが立たないような公園にしてほしい。施設を入れ過ぎた公園にはしないでほしいといった意見がございました。

委員

ありがとうございます。

あと、トイレの有無でいろいろ意見が出たと聞いておりまして、防犯上も場所が死角にならないように造ってほしいという住民の方の意見がありました。

それから要望ですが、近隣に保育園や幼稚園の子どもの施設、あとは老人ホームもあり、その利用者たちが使っていくことになると思いますが、ぜひそういった施設の皆さんからも要望を聞き取ってほしいと思います。

それから、意見書の提出はなかったということですが、この中で縦覧が十分だったのかどうかというのが疑問に残っています。今後の説明会や住民の皆さんへの周知、それから連絡、意見交換などの努力を最大限に求めていきたいと思えます。

私からは以上です。

会長

みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長

トイレなどの施設につきましては、近隣の公園の設置状況や、これからどういう公園を造っていくかということで、近隣の住民の方と話し合いながら内容を決めていきますので、そういった中でトイレをつけるかどうかというのは考えていきたいと思えます。

それと保育施設やお年寄りの施設が近隣にございますけれども、そういった施設につきましても、公園の設計を考える段階でご意見をいただいて、受け入れられるものについては設計の中に反映していきたいと考えているところでございます。

それと住民と意見のやり取りをする際には、先ほど申し上げたとおり公園から半径250メートルの範囲の方、戸別にチラシをお配りしまして、このような公園ができて意見交換をする場を設けますということでお知らせはしてまいりますので、そういったところで丁寧に、公園づくりについては進めてまいりたいと考えてございます。

会長

ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

委員

ちょっと教えていただきたいと思います。資料5に「清水二丁目公園周辺の区立公園・緑地等配置図」というのがありますが、こちらに出ているのは、都市計画公園になっているのが妙正寺公園と桃井公園、今回清水二丁目公園が加わるということだけれども、周辺にはほかの今川一丁目公園や清水森公園とか、清水二丁目公園よりも規模の大きい都市公園があるわけですが、こういう中にあって清水二丁目公園を今回都市計画公園にする理由というのを、もう少し教えていただきたいと思います。

会長

みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長

こちらの当該地につきましては、もともと生産緑地であったところがございます。民有の緑というところがございますけれども、民有の緑の保全につきましては、杉並区といたしまして杉並区緑地保全方針というものを平成26年に策定しておるところでございます。

その中で、杉並らしい緑の保全地区というものを、特に民有の緑が集積している部分を保全地区として指定しているものでございまして、今回の清水二丁目公園がある部分につきましては「清水1・2・3丁目地区」というところで、杉並らしい緑の保全地区が設定しているような状況でございます。

そのような状況を踏まえまして、本来であれば民有の緑を民有の方に持ち続けていただくというところが一番の趣旨でございますけれども、今回いろいろな理由から買取り請求が出されたというところがございましたので、緑の保全というところから、今回当該地につきまして公園として整備をしていくといったものでございます。

委員

その緑の基本方針で、どういったところについては公園の充実を図っていくか。あるいはどういう場所について、今後公園を充実していくかということが書いているのだらうと思いますが、計画としてこれから造る公園を、普通に考えるとあらかじめ計画ですから決めておいて、そしてそれを行く行くは実現す

るということになると思いますが、公園の場合はなかなかそういうふうに、民間の土地になっているものをやたらと、いきなり都市計画の網をかけるというわけにもいかないということで、難しい事情がきっとあると思います。

そういう面では、都市計画公園のいわゆる全体計画というものが、必ずしも全体の総合性というよりも実現性といえますか、今回生産緑地が生産緑地法の枠組みの中で所有者が買取り請求を出してきた。そのときに、それは果たして行政のほうで公園として整備をすることが妥当かどうかということを考え、そして緑の基本方針に照らして、この場所については公園として整備することがふさわしい。だから、区としてはそれを公園として整備しよう。

その公園として整備するときに、多分そのあたりが非常に大きなポイントになっているのではないかと私はと思いますが、今回の場合は生産緑地の買取り請求に対して土地開発公社が先行取得をして、今回土地開発公社から区が買おうとするわけですね。

多分そここのところに結構重要な意味があるような気がしますが、公園整備費などについて単純に区の判断だけで、区のお金だけでやっていこうとするのはなかなか難しい面があって、財政的なゆとりとかそういうことに左右されるので、今回の場合多分補助金の問題などが背景にあるのではないかとにらんでいるわけですが、都市計画公園に指定することによって、多分そこにメリットが生じているから、そういう生産緑地だったものを区が取得して、公園として整備することをやるために都市計画決定をするということの意味が、そこにあるのだらうとにらんでいるわけだけれども、その辺についてそうなのかを教えてくださいたいと思います。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 今お話がありましたように、都市計画公園とすることで都市計画交付金や、今回生産緑地を都市計画公園とするところもございますので、東京都におきまして都市計画交付金とは別のメニューがございます。

その補助金を受けるには、都市計画公園として事業認可を受けるというところがございますので、委員がおっしゃるように都市計画をかけるメリットとしては、財政的な補助の活用といった部分もございます。

委員 分かりました。現実的なところで本当の狙いみたいなものがあって、そういう仕組みをうまく活用していこうというときに、この都市計画決定というのが単なる計画としての意味ということだけ以外のメリットがそこに出たりとか、

そういうことも当然現実の中ではあつて当たり前のことだと思う。

ただ、何となく都市計画審議会で審議されるときは、そういう辺りの話が隠れて見えなくなってしまうと、何のためにやっているかどうかというのが非常に分かりにくくなっているような気がします。

できればそういう、なぜ今ここで計画を決定するのか、そんな意味についても、今後の計画も含めてよくご説明いただけたらありがたいと思います。

会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

委員 今の話に続いてですが、「都市計画公園・緑地」となっております。これは「都市計画公園」の場合には、その面積が「緑地」と算定されるということなのか、その点は「都市公園」と違うのか。

そして、今出された助成金や補助金というようなものが「都市計画公園」にしたほうが、「都市公園」よりもさらにいろいろなメニューがある、有利になるということなのか、その点をお聞きします。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 「都市計画公園・緑地」の名称でございますけれども、こちらについては都市計画の種類として「都市計画公園」と「都市計画緑地」があるというところでございます。

「都市公園」と「都市計画公園・緑地」の違いになりますが、根拠法令がそれぞれ違う状況になってございまして、「都市公園」については都市公園法上の都市公園を意味しているものでございます。「都市計画公園・緑地」につきましては、都市計画法上に定められたものとなっております。

財政的なメリットといたしましては、「都市計画公園・緑地」に続けることで、先ほどお答えしたとおり都市計画交付金や、今回につきましては生産緑地を都市公園とすることになりますので、そういった部分での補助金を活用できるといったものでございます。

委員 緑地と判定されるのかどうかという。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 緑地として算定というのは、どういう……。

会長 恐らく、例えば緑被率やそういうのを計算するときの、緑地に入るのか入らないのかという、そういうご趣旨でしょうか。

みどり公園課長 緑被率につきましては、今後どういった植栽をしていくかというところには

なりますが、基本的には公園になりますので、緑被率としては増加するものと考えてございます。

会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

委員 今お話を伺って思っていたことですが、私も下井草に住んでいますが、杉並区の北部は大変公園が少ない、また大きな公園がないということがありまして、杉並区も計画を持って公園の整備をやっていただいていると思いますが、今回は生産緑地を購入するということですが、積極的に緑地、あるいは相続が発生したとかそういう場合に積極的に土地を買っていただいて、公園に充てていただくということを希望したいと思います。これは希望でございます。

それともう1つですが、こちらは現地についてのご質問です。私も昨日現地を拝見しまして、住宅地の中のほっとする空間だと思いました。それで、前の持ち主さんが植えていらっしやった、いかにも民地に植わっている感じのアジサイであるとか、低木も含めて樹木がありました。

こういった樹木について、できるだけ既存のものを残していただいて、今の、もともと畑であったということですがけれども、もともとの土地の雰囲気を残していただけると、とてもいいのかなと思いましたので、その点についてお考えをお伺いできればと思います。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 今後の公園の整備でございますけれども、杉並区としましては1人当たり5平米という目標を掲げているところでございます。

現況杉並区におきましては、1人当たり2平米ちょっとというところで、目標の半分程度となっております。まだまだ十分とは言えない状況でございます。今後様々な情報を得ながら、必要な場所に公園を整備していきたいと所管としては考えているところでございます。

それと当該地の今後の整備の内容ですがけれども、先ほど他の委員にもお答えしましたように、今後につきましては近隣の住民の方などと話し合いをしながら、こういった公園にしていくかというところは決めてまいりたいと考えておりますので、そういった中で既存樹についてはどのようにしていくかというところは決めていきたいと考えてございます。

委員 今、現況区民平均2平米というお話がありました。ただ、先ほど申しましたように、杉並区も南部と北部では随分状況が違うのです。南部は昔、企業の保

養施設やグラウンドなどがいっぱい出てきて、大規模な公園が幾つも造られています。北部に関してはそういったものがないものですから、公園の面積がなかなか増えていかないうらみがあると思いますので、ぜひその点にも意を用いていただければと思います。お答えは結構です。

会長 ありがとうございます。地域的な偏在をできるだけ解消してほしいということかと思えます。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見がなければ審議はこれまでといたします。本案件は議決案件でございますので、議決としたいと思いますけれども、本審議案件につきまして原案どおり承認するというご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、区にはその旨答申をさせていただきたいと思えます。

ありがとうございます。以上で本日の議題は全て終了でございます。

それでは、最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

管理課長 本日は貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。最後に、都市計画審議会の今年度の開催予定をご案内いたします。

次回第 192 回は 7 月 29 日水曜日を予定してございます。午前中です。第 193 回が 10 月 29 日木曜日、これも同じく午前中ということで予定をしております。どちらも開会時間は午前 10 時からという予定でございます。

それ以降は、12 月と 3 月に開催を予定しております。それは決まり次第ご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はご審議いただき、ありがとうございました。

会長 どうもありがとうございました。

以上で本日の議事は全て終了でございます。

次回は 7 月 29 日ということで、コロナウイルスの状況がもう少し改善していることを期待したいとは思いますが、1 つはそういう状況でも、「新しい生活様式」と言われているものが要請されておりますので、会議の開催の形態については事務局と少し相談させていただきまして、どの程度まで密度を上げていいのかということも検討させていただければと思っております。

いずれにせよ 7 月末ぐらいを次回予定しておりますので、皆さんそれまで健康でお会いできるように、ご自愛いただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。それではこれで、第191回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。どうもご審議ありがとうございました。

— 了 —